

DIR Public Policy Research Note

2014年7月25日 全5頁

法人税改革レポートシリーズ No. 4

法人税率引下げの財源問題

財政健全化目標との両立を図った法人税率引下げが必要

パブリック・ポリシー・チーム

エコノミスト 神田 慶司

主席研究員（パブリックポリシーリサーチ担当） 鈴木 準

[要約]

- 本レポートシリーズ No. 1~3 では、法人税率引下げが経済に与えるプラスの影響を試算した。一点、懸念しなければならないのは、経済への好影響を考慮したとしても、減税による財政収支の悪化分をトレンドとして構造的・持続的に埋め合わせることはできない可能性が高いということである。本レポートでは、法人税減税について財政健全化とのバランスについて考えたい。
- 法人税率引下げの財源として、すでに実現している、あるいは見込まれる税収の上振れ分を充てる考え方もあるだろう。しかし、それは不確実な財源であり、ペイアズユーゴ一原則を破るものといわざるを得ない。依然として財政健全化の見通しが立たない現状を踏まえると、上振れ分は財政健全化の財源に充てるのが先だろう。歳出削減はもちろんのこと、税体系を幅広く見直して財源を確保することが法人税率引下げの基本とされるべきである。
- ある程度の大きさの税率引下げを行おうとすれば、財源を法人税制の枠外に求める必要もあるかもしれない。例えば、消費税率の引上げによって財政収支悪化の回避を見込める試算を行うと、消費税率を2%ptほど引き上げる必要がある。法人税率の引下げと消費税率の引上げという組み合わせで国民経済が改善する可能性についてさらに検討されてもよいのではないか。

1. はじめに

法人税率引下げの検討を行うことは極めて重要である。法人税率が国によって大きく異なると、税率格差を利用した所得移転等が発生し、経済活動を歪めることになるからである。また、現在は企業部門のキャッシュフローが潤沢だが、経済政策が奏功して安定的なインフレ経済が実現すれば、いずれ金融政策は引き締められることになるから、それへの備えも必要である。より長期的には、労働力人口が減少し続ける日本において、内外の資本をどう活用するかが、国民一人ひとりの生活水準を左右する大問題である。このように、中長期的な視点で法人税率を引き下げていくことは非常に重要な政策である。

法人税減税をテーマとする本シリーズレポートでは、6月18日付（No. 1）で企業の立地選択の問題を考え、6月25日付（No. 2）で設備投資の問題を考えた。また、6月26日付（No. 3）では、法人税率の引下げ効果をより一般的に把握するために、マクロモデルにいくつかの想定を盛り込むことで経済への動学的かつ包括的な影響を試算した。6月26日付（No. 3）レポートの要旨を簡単に述べると、次の通りである。

- 対外直接投資の抑制や対内直接投資の増加に加え、資本収益率の改善による企業設備投資の拡大を想定すると、法人実効税率 10%pt の引下げは実質 GDP を 5 年目で 1.2% 強押し上げる（ケース①）。法人税率引下げは、既存の経済構造を前提とした場合には期待するほどの効果をもたらさない可能性が高いため、各種の規制改革やコーポレート・ガバナンスの強化などを組み合わせることで大きな効果が生まれるものと考えられる。
- そこで、ケース①の内容に上乘せる格好で、企業が減税によって得られるキャッシュフローを設備投資や雇用者報酬に十分に回すと想定すると、法人実効税率 10%pt の引下げは実質 GDP を 5 年目で 2.2% 押し上げる。このケース②は“構造変化シナリオ”であり、考えられる経済効果を最大限に織り込んだものである。仮に、現実的な効果はケース①と②の中間だとすれば、実質 GDP を 5 年目で 1.7% 程度上方にシフトさせると見込まれる。
- ただし、以上のシミュレーションは財源なき減税となっている（財政問題を必ずしも重視していない）点で、実現の蓋然性が十分かは明白でない。ケース①にしる②にしる、財政収支の構造を見た場合には、減税分を経済活動水準の引上げだけで埋め合わせることの難しさが示唆される。法人実効税率の引下げの効果を得るためにも、税率引下げを行うに際しては課税ベースの拡大などの検討が重要である。

すなわち、景気回復による税収増によって減税による財政収支の悪化分を部分的・一時的に埋め合わせることはできるかもしれないが、財政収支のトレンドとして持続的に埋め合わせることはできないという点がポイントであった。本レポートでは、法人税減税と財政健全化とのバランスについて考えたい。

2. 財政健全化目標との両立を図った法人税率引下げの必要性

現在の財政健全化の基本ルールである「中期財政計画」(2013年8月8日閣議了解)には、2020年度の目標達成に向けて「歳出増又は歳入減を伴う施策の導入・拡充を行う際は、歳出削減又は歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保することを原則とする」との一文がある。これはいわゆるペイアズユーゴーの原則である。中期財政計画を素直に読めば、政府が歳入減を伴う減税を提案する際には、見合いの財源確保がルール上求められると考えられる。

一部には法人税率引下げの財源として、現在実現している税収の上振れ分(予算見積もりからの超過分)や、将来見込まれる税収の上振れ分を充てようという考え方もあるようだ。しかし、それは現時点で安定的と判断できない財源であり、ペイアズユーゴー原則を破るものといわざるを得ない。そもそも政府は2020年度までに国と地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化する目標を掲げているにもかかわらず、その目標を達成する姿を描けていない状況にある。税収の上振れが実現している、もしくは十分に見込まれるというのであれば、まずは財政健全化目標を達成する財源にそれを充てるのが先だろう。

税収の上振れ分と言ったとき、それが恒久的な減税の財源として適切かという本質的な問題もある。税収の上振れには景気拡大による循環的・短期的な要因と潜在成長率の高まりによる恒常的・趨勢的な要因の2種類が考えられるが、前者による税収は、いずれ景気後退期に入ると税収が下振れすることになるため恒久的な財源とは言えない。将来の税収上振れ分を減税に充てるという考え方を裏返せば、今後税収が下振れた際には増税をするという議論にすらなってしまう。それだけでなく法人税収は景気次第で大きく振れることから、潜在成長率の高まりによる恒常的・趨勢的な増収であると判断するためにはかなりの期間のデータの蓄積が必要である。

従って、法人実効税率引下げの財源は、歳出削減はもちろんのこと、税体系を幅広く見直して確保することが基本とされるべきであろう。英国やドイツは2000年代に法人実効税率を大幅に引き下げたが、同時に課税ベースを広げて財源を確保してきた。租税特別措置の見直しなどは、現在、業種や企業によって異なっている真の実効税率を経済活動に対してより中立的なものとし、生産資源の配分を効率化させることが期待される。

3. 法人税率の引下げの財源問題

現在、政策担当者らの間では、「課税ベースを拡大し、税率を引き下げること、法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にする」(税制調査会「法人税の改革について」2014年6月)ための議論が進められている。

具体的には、租税特別措置、欠損金の繰越控除制度、受取配当等の益金不算入制度、減価償却制度、中小法人課税、公益法人課税、地方法人課税(外形標準課税)の見直しなどが法人税改革の重要なメニューとなっており、今後を注視したい。本シリーズレポートでは、これまで

のところ主として税率引下げの効果に関する分析に焦点を充てているため、課税ベースの問題がもたらす効果についての分析は今後の課題とするが、二点だけ言及すると次の通りである。

第一に、欠損金の繰越控除はゴーイングコンサーンを前提とした理論的かつ合理的な仕組みであり、人為的に区切った事業年度ではなく時間を通じた課税を行うという意味で、その制限には慎重であるべきだろう。繰越期間は米国が20年、英国やドイツは無制限であるから、仮に課税強化をするならば各年で計上できる控除額の上限をどう設定するかということになる。ただし、日本の場合、長期に欠損状態にある法人の割合が多いという事実があるとすれば、外見上で赤字の法人にどのように税負担を求めるかという視点は重要である。この点でいえば、外形標準課税の強化を行うことに一定の説得力があると思われる。

第二に、法人税率引下げという資本に対する課税の軽減を行いながら受取配当の益金不算入制度を縮小したり、個人の配当課税を強化したりするのは、アクセルとブレーキを同時に踏むようなものである。現在、法人の受取配当は持ち株比率が25%未満であると益金不算入割合が50%に制限されており、諸外国の法人税制と比較しても重い二重課税の状態となっている。企業部門の金余りという現状を是正して投資に振り向けていくためには、むしろ配当を相対的に軽課し、金融資産保有に向かう内部留保には重課するのが理に適っている。支払利子の全額損金算入を認めながら受取配当の課税を強化するのは、「貯蓄から投資へ」という政策との矛盾を強めるとも考えられる。

4. 消費税率引上げと組み合わせた一つの試算

法人税率引下げの財源は法人税制の枠外にも目を向ける必要もあるだろう。租税特別措置による税収減は1兆円程度（2012年度の国税ベース）であるから、ある程度の大きさの税率引下げを行おうとすればより広く財源を求めなければならない。

例えば、消費税率の引上げによって財政収支悪化の回避を見込める試算を本シリーズレポートにおけるシミュレーションの延長として行くと、消費税率を2%pt引き上げる必要がある。その結果は図表1で示した通りであり、ここでは6月26日付（No.3）レポートで示したケース②と消費税率2%ptの引き上げを組み合わせている。1.で述べたように、このケース②は“構造改革シナリオ”であり、経済への好影響について楽観的と言えるが、試算結果には消費税率引上げによる経済への下押し圧力が織り込まれている。経済だけでなく、財政の問題まで視野を広げて一定の増税と組み合わせた場合でも、5年目で1.4%程度の効果を見込み得ることが図表1には示されている。

もちろん、消費税は法律によって社会保障給付の財源に充てることが決まっているから、消費税率引上げ分を財源に法人税率を引き下げることが法律上できない。しかし、現在、社会保障制度の公費負担分のうち、消費税はその一部を担っているにとどまっており、また、諸外国と比べて税率が低いことから、消費税自体について税率引き上げの余地が大きいことは事実である。法人税率の引下げ（分配所得への課税の軽減）と消費税率の引上げ（生産市場での課税

の強化) という組み合わせで国民経済が改善する可能性についてさらに検討されてもよいのではないだろうか。法人税制における課税ベースの拡大を最大限に行っていけば、消費税率の引上げ幅もこの試算よりは抑制できるだろう。

図表 1 法人実効税率 10%pt の引下げの効果を最大限得ると同時に、消費税率を 2%pt 引き上げた場合のマクロシミュレーション

(法人税減税を実施しないシナリオとのかい離率、幅)

想定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本コストの低下による投資拡大 ・ 税率格差の縮小による対外直投の抑制、対内直投の拡大 ・ 民間企業がキャッシュフローの増加分を設備投資や雇用者報酬に回す ・ 消費税率を2%pt引上げ 		
	効果	実質GDP	財政収支 (GDP比)
		%	%pt
1年目	0.86	-0.08	
2年目	1.35	0.29	
3年目	1.54	0.36	
4年目	1.53	0.30	
5年目	1.42	0.24	

(注1) マクロモデルによるシミュレーション。財政収支は中央・地方政府ベース。

(注2) 対外直投の抑制と対内直投の拡大による効果は、2012年の対外・対内直接投資額に法人税減税の弾性値を乗じた金額が国内設備投資に回ると想定。

(注3) 民間企業のキャッシュフロー増加額はGDP比1%分とし、その半分が設備投資へ、残り半分が雇用者報酬に回ると想定。

(出所) 大和総研作成

もともと、図表1はベースシナリオとの差を示したものであり、これによって2020年度の基礎的財政収支が黒字化するわけではない。だが、ある程度の確実性が見込める財源と組み合わせた法人税率引下げを、経済構造を変える規制改革やコーポレート・ガバナンスの強化と組み合わせながら行うことで税収の構造的に上振れが見込まれるのであれば、それを財政健全化目標の達成への道筋と位置づけることが可能になるかもしれない。そのような構図の議論が今後進められるかどうか注目していきたい。